

院内感染対策に関する取り組み事項



● 1. 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安全・安心な医療提供の基盤となるものです。当院では感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

● 2. 院内感染対策のための委員会及び組織に関する基本的事項

感染防止に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染対策チーム、抗菌薬適正使用チームを設置し、感染防止対策の実務及び抗菌薬適正使用推進を行います。

● 3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るために、全職員対象とした研修会及び講習会を年2回以上行っています。

● 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる細菌やウイルス等の検出状況の報告と注意喚起を行っています。また、必要に応じて感染対策の周知や指導を行っています。

● 5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染が疑われる場合は、検査室又は各部署より感染対策チームへ速やかに報告を行い、報告に応じて感染対策チームは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止に努めます。また必要に応じて、協力関係にある地域の医療機関や保健所と速やかに連携します。

● 6. 患者等に対する情報提供に関する基本事項

感染症が流行する時期や新興感染症発生時は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、あわせて感染防止の意義、手指衛生(手洗いや手指の消毒)、マスクの着用などについて、ご理解とご協力をお願いします。

● 7. 地域連携に関する基本事項

地域の医療機関や医師会、保健所と連携し、年4回程度のカンファランス及び新興感染症対応の訓練を行っています。また、各施設の感染対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています。

● 8. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本事項

院内感染対策の推進のため感染対策マニュアルを作成し、院内のイントラネットで閲覧できるようにし、職員への周知徹底を図っているとともに、マニュアルの見直し、改訂を行っています。

2023年4月1日改定

新古賀病院 感染対策委員会